

婦人保護部会（概要版）

【提言項目】

1. 「性被害者治療センター（仮称）」の立ち上げ（医療的ケアを含む）
2. 地域での自立生活（暮らしづくり）を支える「グループホーム」の立ち上げ

【婦人保護部会とは】

東京都社会福祉協議会の会員施設である都内5箇所の婦人保護施設でもって組織されている。本部会は、施設長及び従事者によって運営され、婦人保護事業の増進や施設職員の資質向上等を期するため、東京都女性相談センターを始めとする関係諸機関との関係強化を図りつつ、調査・研究活動、職員研修会の開催、婦人相談員等との懇談会の開催等の事業を行っている。

婦人保護部会（詳細版）

【提言項目1】

「性被害者治療センター（仮称）」の立ち上げ（医療的ケアを含む）

【現状と課題】

女性への性暴力・性被害は年々増加し悲惨な状況を呈し、人として生きることを奪う大きな社会問題となっている。特に性虐待行為は乳幼児・児童期に多く見られる。この侵害的行為のために被害者は、児童期は勿論のこと、一生心に深い傷を抱えて生きていかなければならない苦しみを背負わされる。侵害された傷は完全に癒されることはなく、その治療にも長い時間が必要である。そのために社会生活のしづらさ、困難を抱え、自力で生活を支えることができなくなり、治療を含めた支援が必要となる。治療には「性による心の侵害」を理解した専門的な機関が必要である。子どもへのケアと連携しての支援が求められている。

【提言内容】

被害者の年齢にかかわらず、ライフステージにあわせ、福祉、医療、法律、心理など専門的なつながりと生活に密着した治療が得られるセンターの立ち上げを要望したい。

【提言項目 2】

地域での自立生活（暮らしづくり）を支える「グループホーム」の立ち上げ

【現状と課題】

婦人保護施設利用者はほとんどの人がそれなりの社会経験を積んでいるが「暮らし方」での失敗が多い。経済的にも精神的にも生活を維持・継続できない生活困難・生活障害をかかえている。子どもがいる人も多いが分離状態であり、養育にも困難な課題を持っている。しかし、その要因には生活史にある「女性ゆえにある生きづらさ（性暴力など）の傷」を負って自信喪失になっている人も多い。自らが自信を持って生活を取り戻せる機能を備える必要がある。その地域生活支援には24時間寄り添っての支援の必要はなく、何らかの「見守り」機能が備えられれば生活再建ができる力は持っている。生活への「介入」と見守る「距離」を備えることでの支援で自立生活は可能である。その特徴は「見守り支援」にある。

【提言内容】

立ち上げていきたいのは、2～3世帯ぐらいの単位を軸としたグループホーム（仮称；チェリーハウス）である。常時「世話人」の設定は必要としない、時間指定の「サポート支援員」がいれば実践可能である。母子での生活もこの「見守り機能」があれば不可能ではない。次世代育成支援の観点からも「婦人保護施設機能」として取り込んでいきたい。